

川崎市相談支援調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定される相談支援及び法第77条第1項第3号に規定する事業について協議する会議の設置および運営等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する会議の名称は、川崎市相談支援調整会議（以下「相談支援調整会議」という。）とする。

(設置)

第3条 相談支援調整会議は各区に設置する。

(会議の主催及び招集)

第4条 相談支援調整会議は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長が主催し、招集する。

(構成)

第5条 相談支援調整会議は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、健康福祉ステーション、地域リハビリテーションセンター地域支援室、在宅支援室並びに川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱第2条第1項に規定する基幹相談支援センター及び地域相談支援センターで構成し、必要に応じ、その他関係機関の出席を求め意見を聴くことができる。

(内容)

第6条 相談支援調整会議は、次の協議を行う。

- (1) 事例の支援方法等に関する協議
- (2) 各区における地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の質及び充実等に関する協議
- (3) 特別支援学校等卒業予定者への支援に関する協議
- (4) その他、相談支援調整会議において協議を行うことが適当と判断されるもの

(議事録)

第7条 区は、相談支援調整会議の議事録を作成し、保管しなければならない。

(個人情報)

第8条 相談支援調整会議において、知り得た個人情報についてはその取扱いを十分留意しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定める他、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。